

令和3年9月22日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
救急医療担当理事 高室 暁

## 健康被害救済に関する集中広報の周知について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会  
理事 川田 剛裕  
(公印省略)

### 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害 救済制度に関する集中広報の周知について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済制度を受けるためには、国民や医療機関に本制度が広く認知される必要があることから、今般、厚生労働省の担当室長より日本医師会宛に本年10月から12月までの集中広報について協力依頼がありました。

これを受け、日本医師会より、会員への周知依頼が参りましたので、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知をお願い申し上げます。

なお、本会では、医師賠償責任保険における医事紛争処理を行っておりますが、処方薬等により副作用が発生した事案では、当該医療機関が患者さんに速やかに本制度をご説明していれば、沈静化したと思われる事案が見られます。本制度は、患者さん自らが申請するものですが、患者さんが申請するにあたっては、当該医療機関に処方薬等の証明を求められますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

医療安全対策課 担当：平林

電話：045-241-7000

受付

公益社団法人 日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室長

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害  
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があります、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、毎年、10月17日から23日までの「薬と健康の週間」をはじめ、12月までの約3か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、会報誌やホームページに掲載するなど、広報にご協力いただき、貴法人等の会員及び役職員又は管下の医療機関等に周知くださいますようお願い申し上げます。

機構では、リーフレット・ポスターの他、広報資料を無料で配布しており、機構のホームページからもダウンロードすることができます。

また、職員を講師として医療機関や自治体等に派遣し、健康被害救済制度に関する講演（出前講座）を無料で実施しております。さらに、出前講座の内容をオンラインで受講できるeラーニングを医薬品副作用被害救済制度特設サイトに開設いたしました。ぜひご活用ください。

（広報資料）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

（出前講座）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

(出前講座チラシ) <https://www.pmda.go.jp/files/000236756.jpg>  
(eラーニング) [https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/general06.html](https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/general06.html)  
(eラーニングチラシ) <https://www.pmda.go.jp/files/000242112.png>

## 記

### 集中広報の実施内容 (予定)

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告 (「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導や制度紹介のアニメーション動画の配信)
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

※ 別添にて広報例 (原稿) をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡ください。

#### (本件に関する照会先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課  
Eメール: [kyufu@pmda.go.jp](mailto:kyufu@pmda.go.jp)

#### ○出前講座・eラーニングについてのお問い合わせ窓口

電話番号: 03-3506-9460

#### ○広報資料請求・救済制度に関する相談窓口

電話番号: 0120-149-931 (フリーダイヤル)

受付時間: (月～金) 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)

#### (本件通知担当者)

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

阿部 (内線2717)、友部 (内線2718)

(代表電話) 03-5253-1111、(直通電話) 03-3595-2400

Eメール: [fukutai01@mhlw.go.jp](mailto:fukutai01@mhlw.go.jp)